

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月1日から51年5月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を50年9月1日に、資格喪失日に係る記録を51年5月16日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和51年10月1日から52年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を51年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月頃から52年4月1日まで

私は、A社（申立期間の途中でB社が事業継承）での2回目の勤務開始時期は昭和50年5月頃であったにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が52年4月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、昭和50年9月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚からは、「申立人は、私がA社への入社時には既に勤務していた。」旨の供述が得られた。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての適用期間は、昭和39年2月1日から51年5月16日までとされ、関係者等の供述から、同社の後継事業所として推認できるB社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は同年10月1日とされていることが確認できるところ、申立人が供述するA社からB社へ事業等が継承された当時の状

況と、関係者から得られた供述内容等は一致している。

さらに、当時の同僚等からは、「A社及びB社では、従業員は全員、厚生年金保険に加入させていた。」旨の供述が得られたところ、申立期間の頃における、当該同僚等が記憶するそれぞれの事業所での従業員数と、オンライン記録で確認できる当該二つの事業所での厚生年金保険被保険者数は、ほぼ一致していることが確認できる上、A社の当時の事業主からも、「当時から、申立人も厚生年金保険に加入させていたと認識していたので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年9月1日から51年5月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により、同年10月1日から52年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主（B社）により、それぞれ給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人とほぼ同年代の同僚で、かつ申立人のB社における昭和52年4月の標準報酬月額と同額であることが確認できる同僚のA社及びB社のそれぞれの被保険者原票の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間のうち、昭和50年9月1日から51年5月16日までの期間について、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難く、同年10月1日から52年4月1日までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る50年9月から51年4月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和50年5月頃から同年9月1日までの期間について、当時の同僚等からも、当該期間における申立人の勤務実態等についての供述は得られない。

また、申立期間のうち、昭和51年5月16日から同年9月30日までの期間については、A社及びB社の両事業所とも、当該期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当該二つの事業所での厚生年金

保険加入記録が確認できる複数の同僚も、当該期間において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和50年5月頃から同年9月1日までの期間及び51年5月16日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和18年8月16日、資格喪失日は19年4月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年8月から同年11月までは50円、同年12月から19年3月までは70円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月16日から23年5月1日まで

私は、昭和18年8月16日から23年5月1日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和18年8月16日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同社での被保険者資格の喪失日は記載されていない上、オンライン記録によると、同社での厚生年金保険加入記録は、基礎年金番号に未統合の記録とされていることが確認できる。

また、前述の被保険者台帳を見ると、申立人は、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得後、昭和19年4月1日付けの標準報酬月額の改定記録まで記載されていることが確認できることから、申立人は少なくとも、当該改定時点(昭和19年4月1日)まで、同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和18年8月16日から19年4月1日までの期間において、A社に勤務し、厚生年

金保険の被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者台帳の記録から、昭和18年8月から同年11月までは50円、同年12月から19年3月までは70円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和19年4月2日から23年5月1日までの期間について、B社（A社の後継会社）にも当時の資料は現存していないとされ、申立人も既に亡くなっており、当時の同僚等の氏名も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態等について確認することができない。

また、当該期間のうち、昭和20年9月3日から23年5月1日までの期間について、申立人は、厚生労働省社会・援護局が発行した申立人の軍歴証明及び申立人の親族等の供述から、A社には勤務していなかったものと推認できる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和19年4月2日から23年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 10 日から 39 年 9 月 15 日まで

私は、昭和 35 年 8 月 10 日から 39 年 9 月 15 日までの期間のうち、A社が施工するB都道府県のダム建設現場に、運転手として勤務していた期間があるにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 10 日から 37 年 9 月 20 日までの期間について、申立人は、戸籍の附票により、C都道府県内を住民登録地としていることが確認できること等及び 39 年 6 月 26 日から同年 9 月 15 日までの期間について、申立期間後に厚生年金保険の加入記録が確認できる事業所での雇用保険加入記録が確認できることから、申立人は、どちらの期間においても、B都道府県のダム建設現場に勤務していなかったことが推認できる。

2 申立期間のうち、昭和 37 年 9 月 21 日から 39 年 6 月 25 日までの期間について、A社が保管するダム工事誌及び同僚等の供述から判断すると、申立人は、同社の下請会社である「D班」の一員として、当該ダム建設現場に勤務していた可能性が考えられるところ、当該同僚等の供述からは、申立人の当該ダム建設現場での勤務期間を特定することはできない。

また、オンライン記録によると、E社(D班の後継事業所)の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 40 年 1 月 1 日とされ、当該期間は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、「D班」の一員として、前述のダム建設現場に勤務していた旨を供述する同僚は、オンライン記録によると、申立期間当時、A社F支店で厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、当時の複数の同僚からは、「当時、厚生年金保険への加入は希望制であり、加入を希望しない者が多かった。」旨の供述が得られたことから判断すると、当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できない同班の従業員のうち、厚生年金保険への加入希望者については、同班の元請会社である同社F支店で加入させていたと考えても不自然ではない。

なお、申立人は、申立期間当時、勤務していた可能性がある事業所の名称として、「G組」を挙げているところ、A社が保管するダム工事誌及び同僚等の供述からも、当該ダム建設現場に「G組」との名称の事業所が従事していた事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。